

**第 1 回愛西市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会
会議録（概要）**

会議名称	愛西市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会
開催日時	令和元年7月5日（金） 午後1時00分から午後2時35分まで
開催場所	愛西市役所南館 会議室1-4
出席委員	委員長：上 敏明 副委員長：宮村秀樹 委員：安井久、原田健三、横井三千雄、平井正、鷺野明美、大原好夫、 惣川吟、板谷一恵、藤澤恵美、加藤さゆみ、岡本敏秋、 松永恵美子
欠席委員	松崎百合子
事務局	健康福祉部長 伊藤裕章、健康福祉部参事 兼子利雄 高齢福祉課長 後藤真治 高齢福祉課 渡邊竜樹、八木麻衣 高齢福祉課（地域包括支援センター）藤本貴志、村瀬さやか 愛西市社協包括支援センター 落合輝彦 佐屋苑地域包括支援センター 松本直子
協議事項等	● 協議事項 （1）平成30年度地域包括支援センターの事業実施状況について （2）平成30年度地域包括支援センター評価について （3）令和元年度地域包括支援センター事業計画について （4）地域密着型サービス事業所について （5）その他
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人	0人
会議資料	・次第 ・愛西市地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会委員名簿 ・平成30年度市内包括支援センター実績報告（資料1） ・各地域包括支援センター委託居宅介護支援事業所一覧（資料1別紙1） ・平成30年度愛西市社協地域包括支援センター事業決算書（資料1別紙2） ・平成30年度佐屋苑地域包括支援センター資金収支決算書（資料1別紙3）

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度地域包括支援センター評価について（資料2） ・令和元年度地域包括支援センターの事業計画（資料3） ・地域密着型サービス事業所について（資料4）
--	--

審議経過

発言者	内容（概要）
事務局	<p>開会</p> <p>この会議については、公開となっておりますが、本日の傍聴はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員自己紹介 ・事務局自己紹介
委員長	<p>委員長あいさつ</p> <p>「地域包括支援センター運営協議会」から進めさせていただきます。</p> <p>議題（1）平成30年度地域包括支援センターの事業実施状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	資料1及び資料1別紙1～3に基づき、事務局より説明。
委員長	ただいま、事務局から説明がありました。ご質問・ご意見がありましたらお願いします。
委員	虐待の事例で深刻度4の方は、いまどちらでお暮しになっていらっしゃるのでしょうか。
事務局	以前とは違う特別養護老人ホームで過ごしてみえます。
委員	措置をかけて面会制限をしているということでしょうか。
事務局	措置という形です。配偶者の方には面会制限をかけています。
委員	P8の認知症の対応について、事業が充実してきていると思います。主治医がいないケースについて、どのように指導をしてサービスや医療につなげているのでしょうか。説明できる事例があれば教えてください。
事務局	<p>事例については、各事例の内容が異なりますので細かくご説明はできません。介護サービス利用の有無について、無となっている方は、介護保険のことがわからない、介護保険の申請手続きもしていない方が多くありました。最初の面接時に聞き取りを行い、利用無ということで介護保険の申請代行を行うときもあります。</p> <p>主治医が全くないと言う方は少なく、以前病院へ受診をしていたが今は受診していない等で以前受診されていた病院へつなげています。また、物忘れのあり受診歴の無い場合は、七宝病院の初期集中支援チームに訪問してもらっています。</p> <p>先程の虐待の事例について補足します。深刻度4の方は、その方に判断能力がありませんでしたので、成年後見制度の市長申し立てを行いました。</p>

委員	3年間の表で実績を報告されたが、相談件数が増えてきている状況がわかります。相談件数や事業が増えているが、同じ人数の職員で事業が行っていくことができるのでしょうか。社会福祉士の力の必要性が増してきていると思いますがいかがでしょうか。
事務局	人員については、人事課に要望をしています。今年度は市包括支援センターに非常勤で職員を1名配置しました。今後も人事課へ職員を要望はしていきたいと思っています。委託包括についても、今後対象人数をみながら検討させていただきたいと思っています。
委員	P10の成年後見制度利用支援事業の中で、成年後見人の職種の内訳を教えてください。
事務局	市長申立の成年後見人のうち、弁護士と司法書士が合わせて4名、社会福祉士が1名です。報酬助成をしている後見人は、2名とも弁護士です。
委員	P2の相談者その他の内訳について、表の見方を教えていただきたいです。介護支援専門員は相談を受ける側ではないのでしょうか。また、P1のケアマネジメントAとC及び予防給付と事業対象者についても合わせて教えてください。
事務局	相談者の内訳についてですが、介護支援専門員から相談を受けたケースは、サービスの内容についての相談や調整もあります。また高齢者虐待の相談もあります。医療機関については、退院後にどのような支援やサービスの利用のための相談が主なものです。 ケアマネジメントAは、総合事業の訪問型・通所型のサービス利用での計画作成、給付管理を行っているものをいいます。ケアマネジメントCについては、住民主体型サービスBや配食サービス等を利用する際の計画を作成するものをいいます。 予防給付とは、通所リハビリテーションや短期入所生活介護、福祉用具貸与等の総合事業での訪問型及び通所型サービス以外のサービスをいいます。 事業対象者とは、基本チェックリストを行い生活の機能が低下していると判定をされた方です。
委員長	ケアマネジメントCはあまりやられていないということでしょうか。住民主体型サービスはあまりやっていないということでしょうか。
事務局	ケアマネジメントCは、配食サービスや住民主体型サービス等の該当するサービスを利用されている方のみのものであります。 ケアマネジメントAの利用の方でも、住民主体型サービスや配食サービス等を利用されている方もありますので、まったく利用していないわけではありません。少しずつ利用している件数は増えてきています。市としましては、住民主体型サービスを提供していただける団体を増やしていくように努力をしております。

委員長	今後は老人クラブや婦人会が重要になってくると思います。 他にありますか。
委員	P 1 1 のその他事業について、孤立死について一定のパーセントがあることがわかります。発表の中で7、8月が多いと言われていました。既往歴があったにしても熱中症や脱水症などが関係しているのではないのでしょうか。そうすると地元の力でこういうことが救えないかと考えます。発見に至った期間はどれくらいでしょうか。
事務局	6件の事例については、ほぼ死後1から3日、だいたい死後1日の発見が多いです。 熱中症については、民生委員に一人暮らし高齢者へはチラシを配布していただいています。
委員長	孤独死は0にしていけないといけないと思います。
委員	今は、高齢の方だけではなく30～50代の方の孤立死もあり、これからの問題であると思います。
委員長	他にありますか。
副委員長	P 8 認知症の初期集中支援チーム事業について、情報の入手先で家族、地域包括支援センター、介護支援専門員とありますが、どのように情報を入手しているのでしょうか。
事務局	この中で多いものは、家族からです。ひとり暮らしや高齢者のみの世帯へ家族が訪問した際に異変を感じ、地域包括支援センターに相談され、地域包括支援センターから認知症初期集中支援チームにつながることが多いです。介護支援専門員から直接初期集中支援チームに連絡することもあります。
副委員長	そうすると、家族が地域包括支援センターへ相談してからつなぐため、家族ではカウントされず、地域包括支援センターでカウントしたということですか。
事務局	それもあります。また、近所の方から地域包括支援センターに連絡があり対応したケースもあります。
委員長	他にありますか。
委員	先程の虐待など、気になることは担当地区の地域包括支援センターへ相談しています。居宅介護支援事業所のみで判断できないところは話をしています。市地域包括支援センターの職員の異動があります。相談が短期間で終わらないケースが多いので、できれば職員は長く担当していただけると良いと思います。
委員長	他にありますか。 ないようですので、(2)平成30年度地域包括支援センター評価について議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	資料2に基づき事務局より説明
委員長	ただいま、事務局から説明がありました。 それぞれの地域包括支援センターからは意見はありますか。
事務局	社協包括としては、30年度を振り返り、一番気になっている部分については、地域ケア会議のところですか。会議は開催していますが会議について制度の十分は周知ができていなかった部分です。力を入れていた部分については、職場外での研修を多く受けるように努めてきた点と地域のサービス事業所の情報収集を行い独自リスト作成した点です。
副委員長	7の項目で3職種を配置しているかで、社協包括は3の評価をしているが市は不満の2の評価となっているが、この点はどうでしょうか。
事務局	2は不満ではなく業務が予定通り遂行できたという評価になります。そのため、職種の配置としては2としての評価になると思います
副委員長	評価方法の徹底ができていないということでしょうか。
事務局	見解の違いであったと思われます。
副委員長	評価方法の徹底をお願いします。
委員長	では佐屋苑地域包括支援センターをお願いします。
事務局	佐屋苑地域包括支援センターでは、3は一つもつけてはいません。次年度は3が付けることができるように頑張っていきたいと思っています。 大項目の2の③について、介護支援専門員の支援も大きな業務です。日々介護支援専門員から相談を多く受けていますが、こちらについても包括支援センターとして介護支援専門員の支援を行っていききたいと思っています。大項目3の事業所間連携ですが、多職種の連携が重要になってくると思います。今後も多職種他機関と連携をしていききたいと思っています。
委員	これから、国の評価が出てくると思います。次回の運営協議会で説明をいただきたいと思っています。
委員長	では市包括支援センターをお願いします。
事務局	市で3の評価がついている部分もございました。 今後も3が増えていくように努力をしていききたいと思っています。
委員	1の項目を無くさないといけないと思います。
委員長	そうですね、1の評価を無くすようにしてください。
委員	民生委員の立場でお話したいと思っています。先程、孤独死のお話がありました。町内で孤独死があると残念です。そのため、孤独死が無いように週に1回訪問しています。地域包括支援センター職員の方も一生懸命活動していただいています。民生委員は町内の状況は把握をして一生懸命動いています。行政の立場の一員として活動することが役目だと思っています。

委員長	地域包括支援センターは、民生委員や老人クラブと連携をしていくことは大切だと思います。期待しています。 次に（３）令和元年度地域包括支援センター事業計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	資料３に基づき事務局より説明。
委員長	質問はありますか。 （質問なし） それでは、（４）地域密着型サービス事業所について事務局より説明をお願いします。
事務局	資料４に基づき説明
委員長	事務局より説明がありました。 何かご意見はございませんか。 （意見なし） 事務局より何かありますか。
事務局	次回の会議については、来年２月を予定しております。
委員長	それでは、以上で終了とします。ありがとうございました。